

## 大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務 公募型プロポーザル

## 質問回答書

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	仕様書	4	5 (2)	仕様書5契約に関する条件等(2)再委託について「ア 予め書面により町の承諾を得た場合」とありますが、企画提案書提出期限(令和6年5月22日(水)午後5時まで)において、どこからどこまでを再委託とする予定かを示すような形で、企画提案書に記載し、提案書採択後に再委託先を選定するような形でも書面による承諾を得たと解釈されるでしょうか。あるいは、企画提案書提出期限までに、何らかの書面を取り交わす必要があるのでしょうか。	プロポーザル参加時に再委託内容が決定している場合には、様式第5号「業務実施体制書」の業務内容欄及び主担当者氏名欄に、再委託業務内容や再委託先等が分かるようにご記載ください。 再委託承諾に係る手続きは、本委託業務の契約締結後になります。
2	仕様書	1	3 (1)	ゼロカーボン条例第13条に基づく報告対象となった事業者数、報告件数、および相談件数について、令和5年度の実績値をご教示ください。	事業者数:39者 報告件数:38件 相談件数:2件
3	仕様書	3	3 (5)	大熊町ゼロカーボン補助金制度の申請者数、採択件数、および相談件数について、令和5年度の実績値をご教示ください。	申請件数:18件 採択件数:18件 相談件数:82件
4	要領	5	8 (3)	貴町で昨年度に設定された環境学習機能に関する基本コンセプトの内容を拝見する方法をご教示ください。オンラインで拝見可能でしょうか。	プロポーザル実施要領「8 (3) 参考図書の提供について」に示す通り、参加資格が認められた参加者については、「8 企画提案書の内容 (1) 提案内容 ③ 大熊町にふさわしい環境学習機能について」に示すコンセプト資料等を町が指定する方法で提供します。
5	仕様書	3	3 (6)	令和6年度事業では、最終的には環境学習機能の基本構想書を成果物として作成することが求められている、という理解で正しいでしょうか。	仕様書「3 (6) 環境学習機能の整備に向けた基本構想の策定支援」に記載のとおり、環境学習機能に関する基本コンセプトを踏まえ、事業スキームやスケジュール等含めたFS調査を実施し、調査結果報告書として提出いただきます。
6	仕様書	3	3 (6)	ゼロカーボンによる広域防災連携推進会議の参加メンバーや会長などの役職をご教示ください。	以下のHPIに記載しておりますので、ご確認ください。 <a href="https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/zerocarbon/27281.html">https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/zerocarbon/27281.html</a>